

# 学校法人植田学園寄附行為

令和7年4月1日



# 学校法人植田学園寄附行為目次

## 第1章：総則

第1条：名称

第2条：事務所

## 第2章：目的及び事業

第3条：目的

第4条：設置する学校

第5条：規律

第6条：収益事業

## 第3章：構成

第7条：構成

第8条：善管注意義務

## 第4章：役員

第9条：役員

第10条：理事の選任及び兼職禁止

第11条：理事長

第12条：理事の職務

第13条：理事の代表権の制限

第14条：理事長の職務の代理又は代行

第15条：監事の選任及び兼職禁止

第16条：監事の職務

第17条：親族関係者等の制限

第18条：理事、監事の任期

第19条：役員の補充

第20条：役員の解任及び退任

第21条：役員の報酬等

第22条：取引の制限

第23条：責任の免除

## 第5章：理事会

第24条：理事会

第25条：理事会の職務

第26条：理事会の招集

第27条：招集手続の省略

第28条：理事会成立の定員数及びその議決方法

第29条：議事録

## 第6章：評議員

第30条：評議員

**第31条**：評議員の選任及び兼職の禁止

第32条：評議員の報酬

第33条：評議員の任期

第34条：評議員の解任及び退任

## 第7章：評議員会

- 第35条：評議員会
- 第36条：評議員会の職務
- 第37条：評議員会の招集
- 第38条：招集手続の省略
- 第39条：評議員会成立の定数及びその議決方法
- 第40条：議事録
- 第41条：諮問事項
- 第42条：評議員会の意見具申等

## 第8章：理事選任機関

- 第43条：委員の構成
- 第44条：招集
- 第45条：候補者の選出方法
- 第46条：理事の選任及び解任
- 第47条：情報提供
- 第48条：理事名簿及び議事録
- 第49条：任期
- 第50条：報酬

## 第9章：資産及び会計

- 第51条：資産
- 第52条：資産の区分
- 第53条：基本財産の処分等の制限
- 第54条：積立金の保管
- 第55条：経費の支弁
- 第56条：会計
- 第57条：予算、事業計画及び事業に関する中期計画
- 第58条：予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 第59条：決算及び実績の報告
- 第60条：財産目録等の備付け及び閲覧
- 第61条：情報の公表
- 第62条：資産総額の変更登記
- 第63条：会計年度

## 第10章：解散及び合併

- 第64条：解散
- 第65条：残余財産の帰属者
- 第66条：合併

## 第11章：寄附行為の変更

- 第67条：寄附行為の変更

## 第12章：書類の備付及び公告の方法・その他

- 第68条：書類及び帳簿の備付

第 13 章：補則

第 69 条：公告の方法・その他

第 70 条：施行細則

附則



## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本法人の名称は、学校法人植田学園（以下「本法人」という）と称する。

2. 本法人の英文名は、Incorporated educational institution of Ueda Gakuen とする。

### (事務所)

第2条 本法人は、事務所を千葉県習志野市津田沼3丁目6番38号におく。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、もって学理及び技術の向上発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元する教育活動を行うことを目的とする。

### (設置する学校)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

日本名：習志野調理師専門学校

英文名：Narashino Professional Cookery Technical College

### (規律)

第5条 本法人は、理事会が別に定める倫理規定に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努める。

### (収益事業)

第6条 本法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 不動産業（「建物売買業」、「土地売買業」に関するものを除く）、物品賃貸業

2. 収益事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を要する。

## 第3章 構成

### (構成)

第7条 本法人は、運営を円滑に行うために理事と監事（以下「役員」という）及び評議員により構成する。

2. 理事は理事会を構成し、評議員は評議員会を構成する。

3. 本法人には、理事の選任及び解任を任務とする理事選任機関を置く。

### (善管注意義務)

第8条 役員及び評議員並びに理事選任機関委員は、それぞれの権限の範囲内で職務に責務を負う。

## 第4章 役員

### (役員)

第9条 本法人には、次の役員をおく。

(1) 理事 7人

(2) 監事 2人

(理事の選任及び兼職禁止)

第10条 理事は、教職員等が推薦する候補者のうちから、本法人の業務運営に一定の知見を有し、本法人の運営の公正さに疑いを生じさせない立場にある者を、評議員会の意見を聴いて、理事選任機関が選任する。

2. 理事は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本法人が設置する学校の校長 1人

(2) 本法人が設置する学校の教職員である者 2人以上、3人以内

(3) 本法人が設置する学校を卒業した年齢25歳以上の者 1人以上、2人以内

(4) 学識経験者 2人以上、3人以内

3. 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は教職員の職を退いたときは、理事の職を失う。

4. 理事は、監事又は評議員を兼務できない。

(理事長)

第11条 理事長は、本法人を代表し、その職務を総理する。

2. 理事のうち1名を理事長とし、理事会において理事総数（現在数）の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3. 理事長は、自己の執務の状況を理事会に4か月を超える間隔で年に2回以上報告し、又理事は、自己の執務の状況を理事長及び理事会に報告しなければならない。

(理事の職務)

第12条 理事は、第24条第1項に規定する理事会の構成員となり、その意思決定に参画する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第14条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、他の理事が、あらかじめ定められた順序に従い、理事長の職務を代理し又は代行する。

(監事の選任及び兼職禁止)

第15条 監事は、教職員等が推薦する候補者のうちから学校運営に十分な見識を有する者を評議員会が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する。

3. 監事は、本法人の理事及び評議員並びに職員を兼務できない。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。



- (1) 本法人の業務の状況を監査する
  - (2) 本法人の財産の状況を監査する
  - (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査する
  - (4) 本法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について、適宜理事会及び評議員会並びに理事選任機関へ報告すると共に、理事会及び評議員会に出席して意見を述べる
  - (5) 本法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出する
  - (6) 前第1号から第3号の規定による監査の結果、本法人の業務及び財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告する
  - (7) 前号の報告をするために必要である場合には、理事長に対し、理事会及び評議員会の招集を請求する。
2. 前項第7号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を召集することができる。
  3. 監事は、理事が本法人の目的の範疇外の行為、その他法令に違反し若しくは寄附行為に著しく違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生じる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求できる。
  4. 監事は、理事が前項第3項の請求に関わらず、その行為をやめず、そのことに關して理事に対し訴訟を提起する場合又は理事が本法人を提起した場合は、本法人を代表して速やかに対応しなければならない。

(親族関係者等の制限)

第17条 本法人の役員は、次の各項の制限を有する。

1. 本法人の理事は、各理事についてその親族、監事及び評議員についてその親族、その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれてはならない。
2. 本法人の監事は、本法人の理事（その親族、その他特殊の関係にあるものを含む）及び評議員（その親族、その他特殊の関係にあるものを含む）並びに本法人の職員（校長及び教員その他の職員を含む。以下同じ）が含まれてはならない。
3. 本法人の監事は、相互に親族、他の監事又は評議員と特別な利害関係を有するものであってはならない。

(理事・監事の任期)

第18条 役員（第10条第2項第1号の規定により理事となる者を除く。この条

中以下同じ)の任期は、以下とし、その期間内の最終会計年度の定時評議員会の終結時までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、事業の継続性の観点から改選数は役員総数の3分の2を上限とする。

(1) 理事の任期は4年とする

(2) 監事の任期は6年とする

2. 役員は、再任を妨げない。

3. 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務(理事長にあっては、その職務を含む)を行う。

(役員の補充)

第19条 理事又は監事が、次の各項に該当したとき1ヶ月以内に補充する。

2. 理事は、その定数の5分の1を超えるものが欠けたとき

3. 監事は、その定数の2分の1を超えるものが欠けたとき

(役員の解任及び退任)

第20条 役員は、次の各号の一に該当するとき、理事は、理事選任機関で委員総数(現在数)の過半数の議決、監事は、その地位の安定性に配慮し、評議員会の特別議決により解任される。

(1) 法令に違反したとき又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 本法人の名誉を著しく傷つけたとき

この場合、当該理事、監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えることができる。

2. 前項各号の事由があるにも関わらず、解任を求める議案(理事にあっては評議員会での解任を求める議案も含む)が否決されたとき又は理事の解任を求める評議員会の決議後に理事選任機関で解任の議決がなされなかった場合は、評議員は当該理事及び監事の解任を請求する訴えを提起することができる。

3. 役員は次の事由により退任する。

(1) 任期が満了したとき

(2) 辞任

(3) 死亡

(役員の報酬等)

第21条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、役員が報酬を受ける場合は、その地位にあることのみを理由にしてはならない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前項に関して、必要な事項は理事会で別に定める。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な

事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人が本法人の理事の債務を保証すること、その他理事以外のものとの間における本法人と本法人の理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 23 条 本法人は、役員のパ賠償責任について、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失なく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償責任を負う額から私立学校法第 92 条第 1 項第 2 号に掲げる額を控除して得た額を限度として、評議員会の議決によって免除することができる。

## 第5章 理事会

(理事会)

第 24 条 本法人に、理事をもって組織する理事会をおく。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の職務)

第 25 条 理事会は本法人の経営の総合的な企画運営に関する基本方針を決し、理事の職務の執行を監督する。

2. 理事は、職務の執行状況を理事会に報告する。

3. 理事会は、次の職務を理事に委任してはならない。

① 重要な資産の処分及び譲受け

② 多額の借財

③ 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任

④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

⑤ 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備

⑥ 予算及び事業計画の作成又は変更

⑦ 役員及び評議員の報酬等の支給基準の策定又は変更

⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項

⑨ 前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項

4. 理事会は、評議員会の開催場所及び日時並びに会議の目的たる事項及び会議の目的に係る議案を定める。

5. その他の職務は、寄附行為施行細則で別途定める。

(理事会の招集)

第 26 条 理事会は、毎年 3 月及び 5 月、又は理事長が必要と認めたときに、理事長が招集する。

2. 理事会を招集するには、会議の 7 日前までに各理事及び監事に対し、会議開催の場所及び日時並びに会議の目的たる事項を書面により発する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3. 理事長は、理事（現在数）の 3 分の 2 以上の理事から会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 10 日以内にこれを招集する。

4. 第 16 条第 1 項第 7 号の規定により、監事から理事会の招集を請求された場合には、理事長はその請求のあった日から 5 日以内に招集の通知を発し、その請求があった日から 2 週間以内にこれを招集する。

5. 理事長が第 3 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集する。この場合における理事会の議長は、出席した理事の互選によって定める。

(招集手続の省略)

第 27 条 前条の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく開催する。

2. 前項の規定により理事会を開催する場合には、理事の全員から、これに同意する旨の書面又は電磁的方法をもって受理し、記録する。

(理事会成立の定員数及びその議決方法)

第 28 条 理事会は、理事（現在数）の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、第 4 項の規定により除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

2. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決するところによる。

3. 第 1 項の規定において、理事会に付議される事項について書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を示したものは、出席及びその意思を表示したものとみなす。

4. 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

5. 監事は、理事会に出席して議事について必要な意見を述べる。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事は、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事で互選された議事録署名人 2 人以上及び監事が記名捺印して、これを 10 年間、事務所に保管する。

2. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載することを要する。

3. 決議を得た会計関係書類及び事業関係書類は、監査報告書を付して速やかに評議会に提出する。

4. 本法人の設置する学校に在学する者その他利害関係がある者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供する。

## 第6章 評議員

（評議員）

第30条 本法人には、本法人の業務運営に一定の知見を有し、本法人の運営の公正さに疑いを生じさせない立場にある者11人の評議員をおく。

（評議員の選任及び兼職の禁止）

第31条 評議員は、教職員が推薦する候補者のうちから、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して、評議員会において選任する。

2. 評議員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本法人の理事会が推薦した者 1人以上、2人以内

(2) 本法人が設置する学校の教職員である者 2人以上、3人以内

(3) 本法人が設置する学校を卒業した年齢25歳以上の者 3人以上、4人以内

(4) 学識経験者 4人以上、5人以内

3. 評議員は理事を兼務できない。

4. 評議員のうちには、理事又は監事のいずれか一人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が評議員総数（現在数）の6分の1を超えて含まれてはならない。

5. 第2項第2号に規定する評議員は、その地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

6. 評議員の選任は、その期間の最終年度の終結時までに行い、欠員が生じた場合の補充は1ヶ月以内に選任する。

（評議員の報酬）

第32条 評議員の報酬は、第21条の規定を準用する。

（評議員の任期）

第33条 評議員の任期は6年とし、その期間内の最終会計年度の定時評議員会の終結時までとする。ただし欠員により就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、事業の継続性の観点から改選数は役員総数の3分の2を上限とする。

2. 評議員は再任を妨げない。

3. 評議員は任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第34条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員（現在数）の3分の2以上の議決により、これを解任する。この場合、その評議員に対し議決

の前に弁明の機会を与える。

- (1) 法令に違反したとき又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき
- (3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2. 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

## 第7章 評議員会

(評議員会)

第35条 本法人に、評議員をもって組織する評議員会をおく。

2. 評議員会には、互選による議長及び副議長をおく。
3. 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、議長の職務を行う。

(評議員会の職務)

第36条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事及び監事の職務の執行の状況を監督する。

2. 監事の選任及び解任に関する基本方針を決し、それらを履行する。
3. 評議員会は、理事が職務執行に不正を行った場合は理事専任委員会に理事の解任を要求できる。
4. 評議員会は、監事又は理事選任機関が機能しない場合に理事の行為の差止めや責任追及を監事に要求できる。
5. 評議員会は、これらが機能しない場合は、自らが訴訟を提起する。
6. その他の職務は寄附行為施行細則で別途定める。

(評議員会の招集)

第37条 評議員会は、毎年3月及び5月に、又は理事長が必要と認めたときに、理事長が招集する。

2. 評議員会を招集するには、各評議員に対し、会議の7日前までに会議開催の場所及び日時並びに会議の目的たる事項を書面により発する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
3. 評議員総数（現在数）の3分の1以上の評議員から会議の目的たる事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に理事長がこれを招集する。
4. 第16条第1項第7号の規定により、監事から評議員会の招集を請求された場合には、理事長はその請求のあった日から5日以内に招集の通知を発し、その請求があった日から2週間以内にこれを招集する。
5. 理事長が第3項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が連名で所轄官庁の許可を得て、評議員会を招集する。この場合における評

議員会の議長は、出席した評議員の互選によって定める。

6. 監事は、評議員会に出席して議事について必要な意見を述べる。

(招集手続の省略)

第 38 条 前条の規定に関わらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく開催する。

2. 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員から、これに同意する旨の書面又は電磁的方法をもって受理し、記録する。

(評議員会成立の定数及びその議決方法)

第 39 条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、第 7 項の規定により除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

2. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決するところによる。

3. 議長は評議員として議決に加わることができない。

4. 前第 1 項の規定において、評議員会に付議される事項について書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を示した者は出席とみなす。

5. 理事長又は理事長から委任された理事は、評議員会に出席して議事について必要な説明をする。

6. 監事は、評議員会に出席して議事について必要な意見を述べる。

7. 評議員会の議決について第 5 項及び第 6 項の規定により出席した理事及び監事は、議決に加わることができない。

8. 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

9. 前項の規定にかかわらず次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 2/3 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第 92 条第 1 項に規定する決議

(議事録)

第 40 条 評議員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び評議員会に出席した評議員で互選された議事録署名人 3 名が記名捺印して、これを 10 年間事務所に保管する。

2. 本法人の設置する私立学校に在学する者その他利害関係がある者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供する。

(諮問事項)

第 41 条 次の各号に掲げる事項について、理事会はあらかじめ評議員会の意見を聴く。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時借入金を除く）及び重要資産の処分に関する事項

(2) 事業計画

- (3) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ)の支給基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (5) 寄附行為及び寄附行為施行細則の変更
- (6) 合併
- (7) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 寄附金等の募集に関する事項
- (10) その他理事会において特に必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

第 42 条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴する。

## 第8章 理事選任機関

(委員の構成)

第 43 条 本法人の業務運営に一定の知見を有し、本法人の運営の公正さに疑いを生じさせない立場にある者 7 人を以て組織する。

2. 委員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本法人が設置する学校の校長 1 人
- (2) 本法人の理事である者 1 人
- (3) 本法人の監事である者 1 人
- (4) 本法人の評議員である者 1 人
- (5) 本法人が設置する学校の教職員 1 人
- (6) 本法人が設置する学校を卒業した年齢 25 歳以上の者 1 人
- (7) 学識経験者 1 人

3. 校長を除く他の委員は理事会で選任する。

4. 本法人の理事選任機関の委員は、相互に親族、その他の特殊な関係にある者であってはならない。

(招集)

第 44 条 理事選任機関は理事長が招集する。

2. 議長は選任機関委員の互選によって選出する。

3. 監事又は評議員が、理事選任機関の招集を必要とする場合は、監事または評議員会が理事長に対し招集を請求できる。この場合、理事長は速やかにこれを招集しなければならない。

(候補者の選出方法)

第 45 条 理事の候補者は、教職員等が推薦する者のうちから寄附行為第 10 条及び第 17 条第 1 項に定める要件を満たす者について、定員を超える数を選出する。

2. 理事の候補者は本法人の業務運営に一定の知見を有し、本法人の運営の公正さ



に疑いを生じさせない立場にある者を選出する。

（理事の選任及び解任）

第 46 条 委員の過半数が出席した理事選任機関で、その過半数の賛成をもって行う。

2. 前項の定員数及び議決件数について、理事選任機関に付議される事項について書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を示した者は出席とみなし、同意表示を行ったとみなす。

3. 理事の選任は、その期間内の最終会計年度の終結時までに行う。

4. 理事の選任に当たっては、事前に評議員会の意見を求め、考慮しなければならない。

5. 理事の欠員に伴う選任は、その事由が生じた日から 1 ヶ月以内に選任する。

6. 理事の解任にあたっては、その理事に対し議決の前に弁明の機会を与える。

（情報提供）

第 47 条 理事長は、理事選任機関における審議に当たり、下記の情報を提供する。

（1）理事等候補者の経歴、本法人の理事又は監事との関係、候補者に関するその他の情報

（2）候補者に関する評議員会の意見

（3）解任された理事、監事及び評議員に関する情報

（4）上記情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱うことを要する

（理事名簿及び議事録）

第 48 条 理事選任機関の議事終了後、速やかに理事名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した委員 2 名が議事録に記名捺印し、理事名簿と議事録を理事会及び評議員会に提出する。

（任期）

第 49 条 理事選任機関委員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。なお、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う。

3. 補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（報酬）

第 50 条 理事選任機関委員の報酬は、第 21 条の規定を準用する。

## 第9章 資産及び会計

（資産）

第 51 条 本法人の資産は、財産目録に記載のとおりとする。

（資産の区分）

第 52 条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2. 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3. 運用財産は、本法人の設置する学校の運営に必要な財産とし、財産目録中運用

財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

4. 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。

5. 寄附金品については、寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

（基本財産の処分等の制限）

第 53 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第 54 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第 55 条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の第6条に掲げる収益事業及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第 56 条 本法人の会計は、学校法人会計基準により経理責任者が行う。

2. 本法人の会計は、学校経営に関する会計（以下「学校会計」という）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という）に区分するものとする。

3. 会計帳簿は、10 年間保存する。

4. 経理責任者は、恣意的に会計を操作し、または不注意により本法人に損害を与えた場合は応分の弁済をしなければならない。

（予算、事業計画及び事業に関する中期計画）

第 57 条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得る。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2. 本法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得る。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第 58 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を要する。借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一次の借入金を除く）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第 59 条 本法人の決算及び実績の報告は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、監事の監査を求めなければならない。

2. 理事長は、前項の規定により作成した決算及び事業の実績を速やかに理事会に報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

3. 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

4. 理事長は、前 2 項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 60 条 本法人は毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう)を作成する。

2. 本法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という)を各事務所に 5 年間備え置き、請求があった場合(役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては本法人の設置する私立学校に在学する者その他利害関係がある者から請求があった場合に限る)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供する。

3. 前項の規定に係らず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、個人情報保護の観点から役員等名簿に記載された事項中、個人の住所にかかる記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 61 条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表する。

- (1) 寄附行為あるいは寄附行為の変更の許可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたときは、寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したときは、当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)を作成したときは、これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたときは、当該報酬等の支給基準

(資産総額の変更登記)

第 62 条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在額により会計年度終了後 3 ヶ月以内に登記する。

(会計年度)

第 63 条 本法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 10 章 解散及び合併

### （解散）

第 64 条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 本法人の事由に因る場合は、理事会における理事総数（現在数）の 4 分の 3 以上の議決を要する
- (2) 本法人の目的たる事業の成功の不能となった場合は、理事会における理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決を要する
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 所轄庁の解散命令

2. 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事由による解散にあつては、所轄庁の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては所轄庁の認定を受けなければならない。

### （残余財産の帰属者）

第 65 条 本法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方自治体に帰属する。

### （合併）

第 66 条 本法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決を得て所轄庁の認可を受けなければならない。

## 第 11 章 寄附行為の変更

### （寄附行為の変更）

第 67 条 この寄附行為を変更するには、評議員会の意見を聴いて理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決を得て、所轄庁の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決を得て、所轄庁に届け出なければならない。

## 第 12 章 書類の備付及び公告の方法・その他

### （書類及び帳簿の備付）

第 68 条 本法人は、第 61 条第 1 号から第 4 号の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に 5 年間備えおかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書、就任承諾書

(2)収入及び支出に関する帳票及び証憑書類

(3)その他必要な書類及び帳票

2. 上記書類の保存期間は、10年とする。

3. 裁判所等から請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、帳票類を提出する。

## 第13章 補則

(公告の方法・その他)

第69条 本法人の公告は、第61条のほか、学校法人植田学園及び習志野調理師専門学校に掲示板に掲出して行う。

2. 本法人に対する訴訟等は外部有識者で構成する第三者委員会の協議を得て対処する。その結果、本法人の役員及び評議員の業務執行に関し、不正の行為若しくは寄付行為に違反する重大な事実がある場合は、第23条の規定を準用して賠償責任を負う

(施行細則)

第70条 この寄附行為の施行についての細則その他本法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、評議員会の意見を聴いて理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て定める。

2. この寄附行為に特別に規定のない事項は、私立学校関係法の規定による。

## 附則

1 この寄附行為は、千葉県知事の認可の日(昭和42年2月28日)から施行する

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする

理事(理事長) 植田みつ子

理事 高橋誉富

理事 白鳥茂雄

理事 佐藤 公

理事 坂戸篤義

理事 小倉和夫

監事 植田昭一

監事 宮川文子

3 この寄附行為は、千葉県知事の認可の日(平成18年2月28日)から施行する

4 この寄附行為は、千葉県知事の認可の日(平成28年2月29日)から施行する

5 この寄附行為は、千葉県知事の認可の日(令和2年4月1日)から施行する

6 令和7年3月25日千葉県知事の認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する

7 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する